

議員提出第3号

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の
早期実現を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

令和8年（2026年）6月9日 提出

提出者 狛江市議会議員 辻村ともこ
しの浩司
小木哲朗
山田みちこ
太田久美子
栗山欽行
石井功

狛江市議会議長
三角武久様

（提出理由）

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の 早期実現を求める意見書

皇室は、わが国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として、国民の間に深く根差している。皇位が連綿として継承されてきたことは、わが国の国体の根幹であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。

政府においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に基づき、有識者会議による報告書が取りまとめられ、現在、国会においても各会派間での協議が進められている。皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、わが国が古来より守り伝えてきた「男系継承」の重みを尊重した上での、真摯な議論が求められる。

衆参両院の正副議長は慎重な協議を重ねた結果、今月初旬、政府の有識者会議が令和3年（2021年）末に出した報告書にある「女性皇族が結婚後も皇族の身分を保持する案」と「旧宮家の男系男子を皇室に迎える案」について「了」とし、「このとりまとめを基に法制化することを求める」などとする「立法府の総意」を取りまとめた。

よって狛江市議会は政府等に対し、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな論議を促進し、今特別国会において皇室典範改正を実現することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和8年（2026年）6月19日

東京都狛江市議会

令和8年6月19日原案可決

内閣総理大臣
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長

様